

防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省
令について

1 趣 旨

防衛庁の省移行に伴い、これまで内閣府令で規定していた公益信託の引受けの許可及び監督について、新たに防衛省令を制定するもの。

2 概 要

- (1) 引受けの許可の申請の方法
- (2) 信託管理人の選任の請求の方法
- (3) 次の事項の義務付け
 - ① 財産移転の報告
 - ② 事業計画書・収支予算書の提出
 - ③ 事業状況報告書等の提出
 - ④ 公告
 - ⑤ 信託条項の変更に係る書類の提出
 - ⑥ 受託者の氏名等の変更の届出
 - ⑦ 書類及び帳簿の備付け
 - ⑧ 業務の監督及び公益信託の終了の報告
- (4) 受託者の信託財産の取得の許可の申請の方法
- (5) 受託者の辞任の許可の申請の方法
- (6) 受託者の解任の請求の方法
- (7) 新受託者の選任の請求の方法
- (8) 防衛大臣は、受託者に対し報告・資料の提出を求め、その職員に信託事務及び信託財産の状況を検査させることができること。
- (9) 書類の提出部数

3 施行期日

防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成 19 年 1 月 9 日）